

# 山梨県公報

号外第三十三号

令和六年

十月十一日

金 曜 日

## 目 次

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第四十号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

### 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の1の(二)中「仮小屋を設置すること、天幕を設営すること」を「移動可能な施設、車両等を設置すること」に改め、同表の第一の一の1の(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同表の第一の一の2の(一)の(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表の第一の一の2の(二)の(三)中「千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表の第一の一の3の(1)の表中「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三七、七〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「四一、一〇〇円」を「四二、四〇〇円」に、「五七、二〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六六、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、「八四、三〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表の第一の一の3の(2)の表中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「二三、二〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、七〇〇円」に改め、同表の第一の一の六の(二)の(イ)中「七十一万七千元」に改め、同表の第一の一の六の(二)の(ロ)中「三十四万三千元」を「三十四万八千元」に改め、同表の第一の一の八の(三)の(イ)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同表の第一の一の八の(三)の(ロ)中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の一の八の(三)の(ハ)中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の第一の一の九の(三)中「二十一万九千五百円」を「二十二万六千五百円」に、「十七万五千二百円」を「十八万八千五百円」に改め、同表の第一の一の十一の(四)の(1)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同表の第一の一の十一の(四)の(2)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の第一の一の十二の(二)中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改め、同表の第二の一の(1)の(1)中「二万五千三百円」を「二万五千七百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(2)中「一万六千八百円」を「一万七千八百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(3)中「一万五千六百円」を「一万六千二百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(4)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(5)中「一万六千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(6)中「二万七千七百円」を「二万八千九百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(7)中「二万八千二百円」を「二万九千五百円」に改め、同表の第二の一の(1)の(8)中「二万六千七百円」を「二万七千九百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番